

平成 29 年（2017 年）10 月 4 日
区 民 委 員 会 資 料
区民サービス管理部介護保険担当

（第 5 0 号議案）

中野区介護保険条例の一部改正について

- 1 改正理由
介護保険法の改正に伴い、罰則に係る規定を改める必要がある。
- 2 改正内容
被保険者等に関する調査に対し、正当な理由なしに従わなかった等の場合に過料を科する対象を第 1 号被保険者の配偶者等から被保険者の配偶者等に改正すること。
- 3 資料
条例新旧対照表 別紙 1
- 4 実施時期
公布の日から施行する。

中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 罰則</p> <p>第27条・第28条（略）</p> <p>第29条 区長は、被保険者、<u>被保険者の配偶者</u>若しくは<u>被保険者の</u>属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第30条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（略）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 罰則</p> <p>第27条・第28条（略）</p> <p>第29条 区長は、被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者</u>若しくは<u>第1号被保険者の</u>属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第30条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（略）</p>